



厚狭税務署から お知らせします

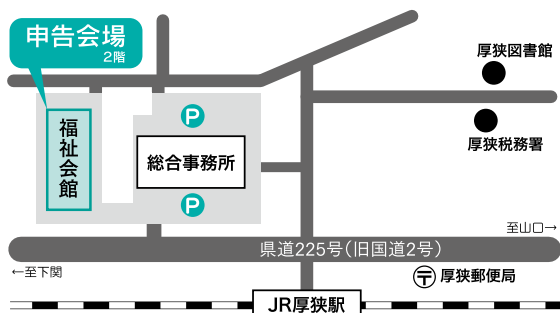
☎ 厚狭税務署 (☎ 72-0180)

※自動音声でご案内します。

◎確定申告会場の設置

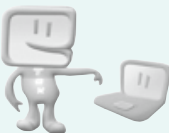
平成 22 年分所得税の確定申告（消費税を含む）の会場を次のとおり設置します。

- 設置期間 2月1日(火)～3月15日(火)
(土・日・祝日は除く)
- 受付時間 9:00～16:00
(相談時間は 17:00 まで)
- ところ 社会福祉協議会山陽支所
(福祉会館 2 階)



※上記期間中は、厚狭税務署では申告の相談は行いません。

e-Tax を利用して 確定申告しませんか



e-Tax を利用するとご自宅のパソコンで確定申告が簡単にできます。また、次のようなメリットがあります。

- ホームページから簡単申告
- 最高 5,000 円の税額控除
(平成 19 年分から 22 年分の間でいずれか 1 回)
- 添付書類が提出省略
- 還付金がスピーディー

詳しくは、e-Tax 確定申告特集ページをご覧ください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

《e-Tax を利用するために必要なもの》
住民基本台帳カード、電子証明書、
IC カードリーダー

確定申告時における控除 についてお知らせします

◎障害者控除

平成 22 年 12 月 31 日現在、65 歳以上で介護保険の要介護認定が要介護 3 以上または一定の条件を満たす人は、確定申告時に障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。控除を受ける人は、高齢障害課介護保険係に申請書を提出してください。(要印判)

☎ 高齢障害課介護保険係 (☎ 82-1172)

◎社会保険料控除

後期高齢者医療保険料、国民健康保険料、介護保険料は、1 年間に納付した額について、確定申告時に社会保険料控除を受けることができます。納付金額は、保険料の納付方法によりそれぞれ次のとおりお知らせします。

なお、非課税年金の障害年金と遺族年金から保険料が差し引かれている場合は源泉徴収票が発行されません。確定申告をされる人には納付済通知書を発行します。お手数ですが、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料は国保年金課まで、介護保険料は高齢障害課までご連絡ください。

<納付書または口座振替で保険料を納めている人>

納付済通知書（1 月下旬発送予定）でお知らせします。

<年金からの天引きで保険料を納めている人>

公的年金等の源泉徴収票でお知らせします。なお、過納等により還付を受けた保険料については、その額を控除した額が社会保険料控除の対象となります。

<両方の方法で納付している人>

納付済通知書と公的年金等の源泉徴収票でお知らせします。記載された保険料の合計が社会保険料控除の対象です。

☎ 国保年金課 (☎ 82-1177 ☎ 82-1209)
高齢障害課介護保険係 (☎ 82-1172)

